

貸借対照表

(平成17年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,525,767	流 動 負 債	1,313,291
現金及び預金	906,680	支払手形	314,187
受取手形	220,554	買掛金	157,784
売掛金	576,143	1年以内返済予定長期借入金	298,044
商製品	22,026	未払金	238,465
製作品	111,432	未払費用	7,407
原材料	356,867	未払法人税等	189,500
仕掛品	264,739	前受金	3,429
貯蔵品	513	預り金	6,479
前払費用	12,017	賞与引当金	52,500
繰延税金資産	49,297	設備支払手形	44,991
その他流動資産	31,096	その他流動負債	502
貸倒引当金	25,600		
固 定 資 産	4,133,133	固 定 負 債	1,057,517
有形固定資産	3,259,246	社債	200,000
建物	1,499,301	長期借入金	600,043
構築物	35,438	退職給付引当金	26,560
機械及び装置	494,619	役員退任慰労引当金	192,568
車両及び運搬具	1,925	匿名組合債務	38,345
工具器具及び備品	5,845		
土地	1,222,116	負 債 合 計	2,370,808
無形固定資産	4,164		
ソフトウェア	2,414	資 本 の 部	
電話加入権	1,749	資 本 金	1,383,986
投資その他の資産	869,722	資 本 剰 余 金	1,461,172
投資有価証券	27,855	資本準備金	1,461,172
子会社株式	680,464	利 益 剰 余 金	1,443,503
出資金	51,302	利益準備金	13,376
更生債権等	3,053	任意積立金	1,041,184
長期前払費用	4,010	特別償却準備金	1,184
繰延税金資産	86,638	別途積立金	1,040,000
その他投資その他の資産	19,451	当期末処分利益	388,942
貸倒引当金	3,053	株 式 等 評 価 差 額 金 式	352
		自己株	217
		資 本 合 計	4,288,092
資 産 合 計	6,658,901	負 債 ・ 資 本 合 計	6,658,901

損益計算書

(自 平成 16 年 9 月 1 日
至 平成 17 年 8 月 31 日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
経常損益の部	営業収益		4,222,606
	営業費用		
	売上原価	2,883,393	
	販売費及び一般管理費	642,724	3,526,117
	営業利益		696,488
	営業外収益		
	受取利息・配当金	47	
	匿名組合投資利益	15,813	
	その他の営業外収益	17,254	33,114
	営業外費用		
支払利息	41,961		
社債利息	4,270		
その他の営業外費用	39,859	86,091	
経常利益			643,512
特別損益の部	特別損失		
	固定資産除却損	85	85
税引前当期純利益			643,427
法人税、住民税及び事業税		287,951	
法人税等調整額		20,316	267,634
当期純利益			375,792
前期繰越利益			13,149
当期末処分利益			388,942

注記事項

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式…移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・製品・原材料・仕掛品…総平均法による原価法

(2) 貯蔵品…最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

主な耐用年数	建	物	8~38年						
	構	築	物	7~45年					
	機	械	及	び	装	置	14~16年		
	車	両	及	び	運	搬	具	4~6年	
	工	具	器	具	及	び	備	品	4~8年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

5 繰延資産の処理方法

新株発行費

支出時に全額費用として処理しております。

6 リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1	子会社に対する債権・債務	
	短期金銭債権	334,406 千円
	短期金銭債務	9,587 千円
2	有形固定資産の減価償却累計額	507,906 千円
3	リースにより使用する固定資産	
	貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、機械及び装置等があります。	
4	担保に供している資産	
	建 物	741,810 千円
	構 築 物	19,858 千円
	土 地	1,190,515 千円
5	受取手形裏書譲渡高	191,000 千円
6	記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。	

(損益計算書関係)

- 1 子会社との取引高
- | | |
|------------|--------------|
| 営業取引高 | |
| 売上高 | 1,826,887 千円 |
| 仕入高 | 1,642 千円 |
| その他 | 84,831 千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 13,855 千円 |
- 2 1株当たり当期純利益 1,084 円 96 銭
- 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
- | | |
|------------------|------------|
| 当期純利益 | 375,792 千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 5,450 千円 |
| (うち利益処分による役員賞与金) | 5,450 千円) |
| 普通株式に係る当期純利益 | 370,342 千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 341,341 株 |
- 3 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(退職給付関係)

- 1 採用している退職給付制度の概要
- 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。
- 2 退職給付債務に関する事項
- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 退職給付債務 | <u>26,560 千円</u> |
| (2) 退職給付引当金 | <u>26,560 千円</u> |
- (注) 当社の従業員は 300 人以下の小規模企業であるので、退職給付債務等の算定は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」小規模企業等における簡便法に基づき行っております。
- 3 退職給付費用に関する事項
- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 勤務費用 | <u>8,178 千円</u> |
| (2) 退職給付費用 | <u>8,178 千円</u> |
- (注) 上記(1)の勤務費用は、簡便法に基づく当期計上額であります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産

賞与引当金	20,863 千円
未払事業税	14,793 千円
貸倒引当金繰入限度超過額	8,858 千円
未払社会保険料	2,476 千円
たな卸資産処分損	1,820 千円
その他	<u>485 千円</u>
繰延税金資産合計	<u><u>49,297 千円</u></u>

(固定の部)

繰延税金資産

役員退任慰労引当金	76,526 千円
退職給付引当金	10,425 千円
株式等評価差額金	<u>232 千円</u>
計	<u>87,184 千円</u>

繰延税金負債

特別償却準備金	<u>545 千円</u>
計	<u>545 千円</u>

繰延税金資産の純額	<u><u>86,638 千円</u></u>
-----------	-------------------------

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、記載を省略しております。